

指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

令和 年 月 日

申請者 氏名又は名称 <sup>カブシカイシャ セイキ</sup> 株式会社 誠起  
 住所 奈良県生駒郡三郷町立野南2-1-5  
 代表者氏名 <sup>マサト ヲルイ</sup> 代表取締役 山本 鶴一  
 電話番号 0745-72-2507  
 FAX番号 0745-72-2511  
 メールアドレス bioseiki@aqua.ocn.ne.jp



下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

- 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)  
 この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。  
 ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2  
 ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10  
 ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11  
 ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 2 者

NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者		8	御所市 水道事業管理者		15	斑鳩町 水道事業管理者		22	上牧町 水道事業管理者	✓
2	大和高田市 上下水道事業管理者		9	生駒市 水道事業管理者		16	安堵町 水道事業管理者		23	王寺町 水道事業管理者	
3	大和郡山市 上下水道事業 の管理者		10	香芝市 上下水道事業の管理者 の権限を行う市長		17	川西町 水道事業管理者		24	広陵町 上下水道事業管理者	
4	天理市 上下水道事業 の管理者		11	葛城市 水道事業管理者		18	三宅町 水道事業管理者		25	河合町 水道事業管理者	
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長		19	田原本町 水道事業管理者		26	吉野町 水道事業管理者	
6	桜井市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		13	平群町 水道事業管理者		20	高取町 水道事業管理者		27	大淀町 上下水道事業管理者	
7	五條市 水道事業管理者		14	三郷町 水道事業管理者	✓	21	明日香村 水道事業管理者		28	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	

指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書

水道事業者 殿

令和 年 月 日

届出者 株式会社 誠起  
氏名又は名称 奈良県生駒郡三郷町立野南2-1-5  
住 所  
代表者氏名 代表取締役 山本鶴一 印



水道法第25条の7の規定に基づき、次のとおり変更の届出をします。

フリガナ 氏名又は名称	カブシキカイシャ セイキ 株式会社 誠起		
住 所	〒636-0822 奈良県生駒郡三郷町立野南2-1-5		
フリガナ 代表者の氏名	ヤマモト ツレイチ 代表取締役 山本鶴一		
変更に係る事項	変 更 前	変 更 後	変 更 年 月 日
・ 代表者の氏名	代表取締役 鶴田昌宏	代表取締役 山本鶴一	令和2年5月27日
・ 役員の名	取締役 鶴田昌宏	辞任	令和2年5月26日

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

誓 約 書

指定給水装置工事事業者申請者及びその役員は、水道法第25条の3第1項第3号イからへまでのいずれにも該当しない者であることを誓約します。

令和 年 月 日

申請者

氏名又は名称

株式会社 誠 起

住 所

奈良県生駒郡三郷町立野南2-1-5

代表者氏名

代表取締役 山 本 鶴 一



水道事業者 殿

（備考）この用紙の大きさは、A列4番とすること。

## 履歴事項全部証明書

奈良県生駒郡三郷町立野南二丁目1番5号  
株式会社誠起

会社法人等番号	1500-01-007038	
商号	株式会社誠起	
本店	奈良県生駒郡三郷町立野南一丁目19番20号	
	奈良県生駒郡三郷町立野南二丁目1番5号	平成 4年11月 1日
公告をする方法	官報に掲載する	
会社成立の年月日	昭和60年12月5日	
目的	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 汚水浄化処理装置の販売及び設計施行並びに維持管理</li> <li>2. 建築物に附帯する設備の設計及び施行並びに維持管理</li> <li>3. 土木工事業</li> <li>4. とび土工事業</li> <li>5. 石工事業</li> <li>6. 管工事業</li> <li>7. ほ装工事業</li> <li>8. しゅんせつ工事業</li> <li>9. 水道施設工事業</li> <li>10. 船舶の売買、修理、管理、及び仲介等に関する業務</li> <li>11. 清掃施設工事業</li> <li>12. 前各号に附帯する一切の事業</li> </ol>	
発行可能株式総数	240株	
発行済株式の総数 並びに種類及び数	発行済株式の総数 200株	
株券を発行する旨 の定め	当会社の株式については、株券を発行する  平成17年法律第87号第1 36条の規定により平成18 年 5月 3日登記	
資本金の額	金1000万円	
株式の譲渡制限に 関する規定	当会社の株式を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない。	

役員に関する事項	<u>取締役</u>	<u>鶴田昌宏</u>	平成20年 9月29日重任 ----- 平成20年10月17日登記
	<u>取締役</u>	<u>鶴田昌宏</u>	平成30年 9月28日重任 ----- 令和 2年 5月27日登記
			令和 2年 5月26日辞任 ----- 令和 2年 5月27日登記
	<u>取締役</u>	<u>山本鶴一</u>	平成20年 9月29日重任 ----- 平成20年10月17日登記
	<u>取締役</u>	<u>山本鶴一</u>	平成30年 9月28日重任 ----- 令和 2年 5月27日登記
	<u>取締役</u>	<u>山本かおる</u>	平成20年 9月29日重任 ----- 平成20年10月17日登記
	<u>取締役</u>	<u>細川かおる</u>	平成22年 5月27日山本 かおるの氏変更 ----- 平成22年 6月10日登記
	<u>取締役</u>	<u>細川かおる</u>	平成30年 9月28日重任 ----- 令和 2年 5月27日登記
	<u>取締役</u>	<u>山本一也</u>	平成20年 9月29日重任 ----- 平成20年10月17日登記
	<u>取締役</u>	<u>山本一也</u>	平成30年 9月28日重任 ----- 令和 2年 5月27日登記
	<u>取締役</u>	<u>鎌田俊幸</u>	平成20年 9月29日重任 ----- 平成20年10月17日登記
	<u>取締役</u>	<u>鎌田俊幸</u>	平成30年 9月28日重任 ----- 令和 2年 5月27日登記

	取締役	<u>杉山公明</u>	平成20年 9月29日重任 ----- 平成20年10月17日登記
	取締役	杉山公明	平成30年 9月28日重任 ----- 令和 2年 5月27日登記
	奈良県大和郡山市満願寺町300番地の3 代表取締役	<u>鶴田昌宏</u>	平成20年 9月29日重任 ----- 平成20年10月17日登記
	奈良県大和郡山市満願寺町300番地の3 代表取締役	<u>鶴田昌宏</u>	平成30年 9月28日重任 ----- 令和 2年 5月27日登記
			令和 2年 5月26日退任 ----- 令和 2年 5月27日登記
	奈良県生駒郡三郷町立野南二丁目1番5号 代表取締役	<u>山本鶴一</u>	平成20年 9月29日重任 ----- 平成20年10月17日登記
	奈良県生駒郡三郷町立野南二丁目1番5号 代表取締役	山本鶴一	平成30年 9月28日重任 ----- 令和 2年 5月27日登記
	監査役	<u>山本幹子</u>	平成19年 9月27日重任 ----- 平成19年11月 7日登記
	監査役	<u>山本幹子</u>	平成29年 9月29日重任 ----- 令和 2年 5月27日登記
			平成30年 9月28日辞任 ----- 令和 2年 5月27日登記
	監査役	山本幹子	平成30年 9月28日就任 ----- 令和 2年 5月27日登記
	取締役会設置会社 に関する事項	取締役会設置会社	平成17年法律第87号第1 36条の規定により平成18 年 5月 3日登記

奈良県生駒郡三郷町立野南二丁目1番5号  
株式会社誠起

監査役設置会社に関する事項	監査役設置会社	平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年5月3日登記
登記記録に関する事項	平成17年法務省令第19号附則第3条第2項の規定により 平成18年4月25日移記	



これは登記簿に記載されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明した書面である。

(奈良地方法務局管轄)

令和2年6月15日

奈良地方法務局葛城支局  
登記官

杉本孝誠



# 株式会社誠起現行定款

これは当会社の現行定款に相違ありません。



令和2年6月15日

株式会社 誠 起  
代表取締役 山本 鶴一





## 第1章 総 則

### (商 号)

第1条 当社は、株式会社誠起と称する。

### (目 的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 汚水浄化処理装置の販売及び設計施行並びに維持管理
2. 建築物に附帯する設備の設計及び施行並びに維持管理
3. 土木工事業
4. とび土工工事業
5. 石工事業
6. 管工事業
7. ほ装工事業
8. しゅんせつ工事業
9. 水道施設工事業
10. 船舶の売買、修理、管理、及び仲介等に関する業務
11. 清掃施設工事業
12. 前各号に附帯する一切の事業

### (本店の所在地)

第3条 当社は、本店を奈良県生駒郡三郷町に置く。

### (公告方法)

第4条 当社の公告は、官報に掲載する。

## 第2章 株 式

### (発行可能株式総数)

第5条 当社の発行可能株式総数は、240株とする。

### (株券の不発行)

第6条 当社の株式については、株券を発行する。

### (株式の譲渡制限)

第7条 当社の株式を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない。

### (相続人等に対する株式の売渡し請求)

第8条 当社は、相続その他の一般承継により当社の株式を取得した者に対し、当該株式を当会社に売り渡すことを請求することができる。

(株主名簿記載事項の記載等の請求)

第9条 当会社の株式取得者が株主名簿記載事項を株主名簿に記載又は記録することを請求するには、当会社所定の書式による請求書に株式取得者とその取得した株式の株主として株主名簿に記載され、若しくは記録された者又はその相続人その他一般承継人が記名押印し、共同して提出しなければならない。法務省令の定める事由による場合は、株式取得者が単独で請求することができ、その場合には、その事由を証する書面を提出しなければならない。

(質権の登録及び信託財産の表示)

第10条 当会社の株式につき質権の登録又は信託財産の表示を請求するには、当会社所定の請求書に当事者が記名押印して提出しなければならない。その登録又は表示の抹消についても同様とする。

(株主の住所等の届出)

第11条 当会社の株主及び登録された質権者又はその法定代理人若しくは代表者は、当会社所定の書式により、その氏名、住所及び印鑑を当会社に届け出なければならない。届出事項に変更を生じたときも、その事項につき、同様とする。

(株式の割当てを受ける権利等の決定)

第12条 当会社は、当会社の株式（自己株式の処分による株式を含む）を引き受ける者の募集において、株主に当該株式の割当てを受ける権利を与える場合には、その旨、その募集事項、及びその申込みの期日は、取締役会の決定によって定める。

(基準日)

第13条 当会社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

- ② 前項のほか、株主又は質権者として権利を行使することができる者を確定するため必要があるときは、あらかじめ公告してそのための基準日を定めることができる。

### 第3章 株主総会

(招 集)

第14条 当会社の定時株主総会は、事業年度末日の翌日から3か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて招集する。

- ② 株主総会を招集するには、会日より1週間前までに、各株主に対して、その通知を発するものとする。

(招集手続の省略)

第15条 株主総会は、株主の全員の同意があるときは、招集手続を経ることなく開催することができる。

(招集権者及び議長)

第16条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、社長たる取締役が招集する。

- ② 株主総会の議長は、社長がこれに当たる。社長に事故あるときは、取締役の協議によりあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。

(決議の方法)

第17条 株主総会の普通決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって決する。

- ② 会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって決する。

#### 第4章 取締役、取締役会、代表取締役及び監査役

(取締役会)

第18条 当会社に取締役会を置く。

(取締役及び監査役の員数)

第19条 当会社の取締役は3名以上を置く。

- ② 当会社に監査役を置き、その員数は1名以上を置く。

(取締役及び監査役の選任)

第20条 当会社の取締役及び監査役は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。

- ② 取締役の選任については、累積投票によらない。

(取締役及び監査役の任期)

第21条 取締役の任期は、選任後10年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとし、監査役の任期は選任後10年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- ② 任期満了前に退任した取締役の補欠として、又は増員により選任された取締役の任期は、前任者又は他の在任取締役の任期の残存期間と同一とする。
- ③ 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、前任者の残存期間の任期と同一とする。

(取締役会の招集及び議長)

第22条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、社長がこれを招集し、その議長となる。社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役がこれに代わる。

- ② 取締役会の招集通知は、会日の3日前に各取締役及び監査役に対して発するものとする。ただし、取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集手続を経ないで開催することができる。

(書面決議)

第23条 取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案につき取締役の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をし、かつ監査役がその提案に異議を述べなかったときは、その提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

(役付取締役)

第24条 取締役会の決議をもって、取締役の中から、社長1名を選定し、必要に応じて、副社長、専務、常務各若干名を選定することができる。

(代表取締役)

第25条 社長は、当会社を代表し、会社の業務を統括する。

- ② 取締役会の決議をもって、前条の役付取締役の中から会社を代表する取締役を選定することができる。

(報酬等)

第26条 会社法第361条第1項及び同法第387条第1項に定める取締役及び監査役の報酬等は、それぞれ株主総会の決議をもって定める。

## 第5章 計 算

(事業年度)

第27条 当会社の事業年度は、毎年8月1日から翌年7月31日までの年1期とする。

(剰余金の配当等)

第28条 剰余金の配当は、株主総会の決議によって、毎事業年度末日現在における株主名簿に記載又は記録された株主又は質権者に対して支払う。

- ② 剰余金の配当は、その支払提供の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払義務を免れるものとする。